

第1回九州地域農業特定技能協議会
(議事要旨)

日時：令和元年6月13日(木) 14:00～15:15

場所：熊本地方合同庁舎B棟2階大会議室

出席機関：別紙のとおり

議事要旨：

冒頭、九州農政局長より以下の挨拶があった。

- ・ 4月1日に「改正出入国管理法」が施行され、新たな在留資格として「特定技能」が創設された。全国段階においては、昨年度末(3月27日)に「農業特定技能協議会」が設置され、地域段階においても「地域協議会」を設置することとなった。
- ・ 九州農業の現場は、高齢化や担い手不足により労働力が不足している状況にあり、九州農政局としても、スマート農業の取組による省力化や農福連携の取組に努めているところですが、九州農業が今後も日本の食料基地として更なる発展をしていくためには、外国人労働者の活用も不可欠であり、特定技能制度の適切な推進を行っていく必要がある。
- ・ 本協議会においては、制度の趣旨や優良事例の周知、人権上の問題への対応、法令遵守の啓発、地域別の人手不足の状況の把握、大都市圏への集中回避に係る対応策などに関する協議、情報共有等を行うこととしている。
- ・ 本日は、関係省庁や関係団体にご参加いただき、九州地域協議会の立ち上げを行うとともに、構成員の方々から、現場の状況等をご報告していただくこととしております。九州の農業者が外国人労働者を適切に雇用していくためには、地域でしっかりと受け皿を作っていくことが大事であることから、まずは、優良事例を収集しながら、新たな制度の下での実績を積み重ねていくことが肝要と考えている。

1 九州地域農業特定技能協議会の設置について

事務局から九州地域農業特定技能協議会の設置について説明。

「九州地域農業特定技能協議会規約」(令和元年6月13日付け九州地域農業特定技能協議会運営委員会決定第1号)について、提案のとおり協議が調った。

2 農業分野におけるあらたな外国人材の受入について(九州農政局)

事務局より農業分野の特定技能について説明。

3 各省庁からの情報提供(福岡出入国在留管理局、福岡労働局)

① 福岡出入国在留管理局

特定技能外国人の申請状況、許可状況等及び不法労働防止について説明。

- ② 福岡労働局
外国人雇用のルールの適正化について説明

- 4 各県からの情勢報告
各県の農業分野における外国人材受入の現状と課題等について報告を行った。

(以 上)

九州地域農業特定技能協議会 構成員

【九州地域の農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管官庁】

九州農政局
福岡県農林水産部
佐賀県農林水産部
長崎県農林部
熊本県農林水産部
大分県農林水産部
宮崎県農政水産部
鹿児島県農政部

【制度所管官庁】

法務省出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局
警察庁九州管区警察局
厚生労働省福岡労働局

【九州地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

福岡県農業法人協会
佐賀県農業法人協会
長崎県農業法人協会
熊本県農業法人協会
大分県農業法人協会
一般社団法人 宮崎県農業法人経営者協会
鹿児島県農業法人協会
福岡県農業協同組合中央会
佐賀県農業協同組合中央会
長崎県農業協同組合中央会
熊本県農業協同組合中央会
大分県農業協同組合中央会
宮崎県農業協同組合中央会
鹿児島県農業協同組合中央会
一般社団法人 福岡県農業会議
一般社団法人 佐賀県農業会議
一般社団法人 長崎県農業会議
一般社団法人 熊本県農業会議
一般社団法人 大分県農業会議
一般社団法人 宮崎県農業会議
一般社団法人 鹿児島県農業会議